

意見書

2023年6月26日

総務省総合通信基盤局電気通信事業部  
料金サービス課 御中

105-0001

東京都港区虎ノ門1-21-19 東急虎ノ門ビル

一般社団法人 日本ユニファイド通信事業者協会

会長 近藤 邦昭

連絡先

事務局

電話

電子メールアドレス sec@jusa.jp

情報通信行政・郵政行政審議会議事規則第4条及び接続に関する議事手続規則第2条の規定により、令和5年5月27日付けで公告された接続約款の変更案等に関し、別紙のとおり意見を提出します。

該当箇所	当協会の意見
<p>総論</p> <p>NGN の県間通信用設備の指定</p> <p>1. NTT 東日本・西日本の県間通信用設備の一部について第一種指定電気通信設備として指定する旨。</p> <p>(ア) IP 音声接続に用いられるもの</p> <p>(イ) IPoE 接続に用いられるもの</p> <p>2. NGN 県間通信通信用設備がアンバンドルされ、接続料の算定・設定方法を整備。特に県間通信用設備等における他社設備のコストについても一体的に接続料原価に算入する旨。</p>	<p>IP音声接続、IPoE 接続の NGN 県間通信用設備については、加入者回線との一体性を認め、ボトルネック性を有するものとして第一種指定電気通信設備として指定されることに賛同します。特に、IPoE 接続は主要なインターネット接続方式であることから、仮に県域 POI があまねく地域で整備された場合でも、非指定設備化の議論にあたっては、市場において競争の減退が発生することがないように、経済的複製可能性など多様な観点から議論・検討していただくことを希望します。</p> <p>他社設備のコストについても一体的に接続料原価に参入することに賛同します。NTT 東西殿によって調達された他社設備が、設備を提供するグループ企業による利益の付け替えとなる等、接続料金算定に当たり潜脱が行われることがないように、他社設備の調達の状況や算定の過程について総務省殿により確認が行われ、かつ接続事業者に開示されること等により、適正な接続料金が維持・確認されていくことを希望します。</p>
<p>料金表 2-13 ルーティング伝送機能</p> <p>(4)一般 IP 通信網県間中継系ルータ交換伝送機能</p>	<p>IPoE 方式のゲートウェイルータの接続料は、速やかに本則の適用が必要です。また、優先パケット転送機能を利用する音声通信サービスにも適合するよう、この小容量化について議論されることを希望します。</p>